

徳洲会グループ
奨学金制度
GUIDE

徳洲会グループ 看護部

ひろがるみらい

どんな制度？

看護師・保健師・助産師を目指して勉強する学生を対象に、就学期間中の学費の一部を徳洲会グループが援助する制度です。資格取得後、奨学金を借りていたと同じ期間、徳洲会グループ病院に勤務すると、全額返済が免除されます。

対象者

看護師養成学校に入学予定または在学する学生で、卒業後に徳洲会グループ病院への入職を希望される方。

対象費用

入学金、授業料、学校運営協力費、実習日、その他必要と認められるもの

貸付限度額

月額5万円（実費がこれを超えない場合は実費が限度）

貸付期間

看護師等養成学校修業年数

返済の免除

貸与した貸付金は看護師等養成学校を卒業し、資格取得後、貸付期間と同期間徳洲会グループ病院に勤務したとき全額を免除されます。（給与は規定通り支給されます）

応募受付期間

随時受け付けています

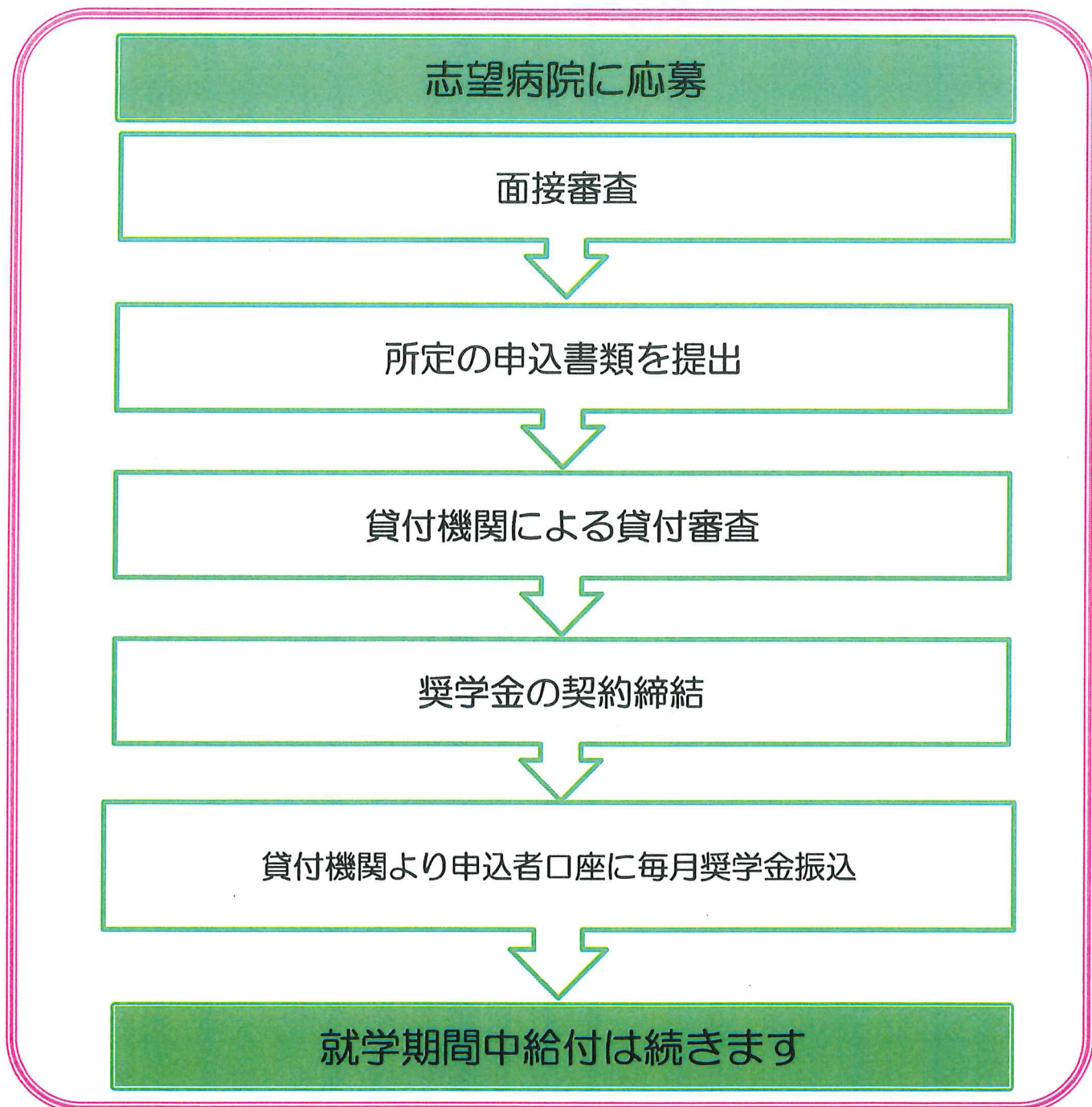
養成施設区分		貸付限度額	貸付期間	返済履行期間	
看護大学		月額5万円 (総額 240万円)	4年	4年	貸付期間と同期間勤務した時、 全額返済を免除。
看護師養成学校	3年課程	月額5万円 (総額 180万円)	3年	3年	
	2年課程 (通信制含む)	月額5万円 (総額 120万円)	2年	2年	
保健師養成学校		月額5万円 (総額 60万円)	1年	1年	
助産師養成学校		月額5万円 (総額 60万円)	1年	1年	
認定看護師養成学校		月額5万円 (総額 60万円)	1年	1年	



徳洲会グループでは、看護師を目指して頑張る皆さんをサポートするために奨学金制度を設けています。

ご家族に経済的負担はかけられない、進学と同時に就職先も決めておきたいと考える方はご連絡下さい。毎年、たくさんの学生が奨学金制度を利用して夢をかなえています。

手続きの流れ



生活費支援制度

在学中の生活を力強くサポート!

奨学金で学費はまかなえても、生活費がタイヘン! という方にも安心して勉学に励んでいただく為の制度です。徳洲会グループの奨学金制度を利用中の方に、就学期間中の生活費の一部をお貸しします。

(看護師・薬剤師・介護福祉士・助産師・保健師：一般学生用)

修学資金貸付規程

一般社団法人徳洲会（以下「徳洲会」という）にて取扱う修学資金について下記の通り定める。

(目的)

第1条 この規程は、徳洲会グループ法人入職を希望する看護師・薬剤師・介護福祉士・助産師・保健師養成施設に在学する学生に対し、資格取得の為に必要な教育経費の一部を修学資金として貸付け、就学の便宜を図り、もって徳洲会グループの看護師・薬剤師・介護福祉士・助産師・保健師の職員確保に資するものとする。

(申請)

第2条 修学資金の貸付を受けようとする者は、次の書類を徳洲会に提出しなければならない。

- (1) 修学資金借入申込書・・・(様式1)
- (2) 身上調書・・・・・・(様式2)
- (3) 修学資金貸借契約書・・・(様式3) ※審査通過後に徳洲会が作成します
- (4) 同意書・・・・・・(様式4)
- (5) 教育経費を明記している資料 (例. 学校案内・募集要項等)
- (6) 合格証明書 ※在学者の場合は在学証明書と成績証明書
- (7) 面接報告書 (看護部長・事務部長)
※薬剤師及び介護福祉士は各部会の全国部会長の承認も併せて要する
- (8) 借受人及び親権者・連帯保証人の印鑑証明書
- (9) 借受人 (未成年者の場合、親権者又は未成年後見人の源泉徴収票) 及び連帯保証人の源泉徴収票の写し
- (10) 借受人、連帯保証人の身分証明書 (免許証の写し又は健康保険証の写し) 表裏面

※ 上記書類の他に、貸付を受けようとする者が未成年者である場合には、親権者 (又は未成年後見人) をたて、戸籍抄本 (1通) を添付すること。又、親権者 (又は未成年後見人) については貸付を受けようとする者同様、債務者となる。

(決定)

第3条 徳洲会は、貸付の申込があった者について審査のうえ、貸付の可否を決定する。

(貸付対象費用及び限度額)

第4条 修学資金の対象となる種別は次のものとする。

- (1) 入学金
- (2) 授業料
- (3) 学校運営協力費
- (4) 実習費
- (5) その他徳洲会が必要と認めたもの

ただし、総額限度は「別表1」の通りとし、月額貸付限度額は上記の費用の範囲内とする。

(貸付実行方法及び交付)

第5条 貸付実行方法については提出された修学資金借入申込書に基づき、分割実行とする。又、貸付金については本人の指定する金融機関の口座に振込むものとする。

(貸付期間)

第6条 修学資金の貸付期間については、貸付することになった月から卒業する月の翌月までとする。

(返済の免除)

第7条 貸与した貸付金は、養成施設を卒業し、資格取得後、第1条 (目的) に基づき、貸付期間と同期間徳洲会グループ法人に勤務したとき全額を免除される。
ただし、学校卒業後引続き勤務するものとし、就業期間の算定には病院において常勤として看護師又は薬剤師・介護福祉士・助産師・保健師の業務に従事しなかった期間を除くものとする。

(貸付の停止)

第8条 借受人が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月までの期間、貸付を停止する。留年は貸付停止を1年間とする。

(貸付の取消し)

第9条 借受人が次の各号に該当したときは、修学金の貸付を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身、又は学業態度不良等で就学継続の見込みがないと認めたとき。
- (4) 借受人、保証人から貸付辞退の申出があったとき。
- (5) 卒業後1年以内に免許が取得できなかったとき。
- (6) 卒業後徳洲会グループ法人に入職しないとき。
- (7) 前各号のほか、引続き貸付することが適当でない認められたとき。

(修学金の返還)

第10条 借受人は次のいずれかに該当する場合は、借受人又は連帯保証人は貸付された金額に、年3.0%の利息を加算した金額を該当月の翌月から返還を一括でしなければならない。

- (1) 本規定 第9条 貸付の取消しの各号に該当したとき。
- (2) 卒業後徳洲会グループ法人を途中退職した場合。

なお返還については、貸付の残期間を案分した金額を返済するものとする。

(延滞利息)

第11条 借受人は正当な事由がなく、貸付を受けた資金の額に相当する金額を期限までに返済しなかったときは、返済すべき日の翌日から年7.0%割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(在学証明書、成績証明書、の提出)

第12条 借受人は毎年、年度始めに在学証明書、成績証明書を提出しなければならない。

(届出)

第13条 借受人は次のいずれかに該当するときは、直ちに届出をしなければならない。

- (1) 留年、休学、復学、転学、停学、退学、その他処分を受けたとき。
- (2) 本人又は連帯保証人の氏名、住所の異動、その他重要な報告事項が生じたとき。

附 則

2019年12月10日 改正

(様式1)

年 月 日

修学資金借入申込書

一般社団法人徳洲会 殿

貴法人の修学資金貸付規程に基づき、借入いたしたく関係書類を添えて申しいたします。

受付施設名			
申込人	フリガナ)		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)		
現住所	〒 _____		
	自宅 - - 携帯 - -		
入学予定又は現学校名	学校名)	入学) 年 月	
	学部 学科)	学年) 学年	
学 科			
免許取得年月日	() 年 月 日取得 (免許No.)		
	() 年 月 日取得 (免許No.)		
最終学歴	学校名)		
	学部 学科) 卒業 年 月		

親権者又は未成年後見人	フリガナ)	フリガナ)
生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
現住所	〒 _____	
	自宅 - - 携帯 - -	
申込人との関係		

申込金額	(月額) 円	(合計) 円	
内 訳	年度 円	年度 円	
	年度 円	年度 円	
	年度 円	年度 円	
資金使途	(1) 入学金 円 (2) 授業料 円 (3) 学校運営協力金 円 (4) 実習費 円 (5) () 円		
実行方法	(1) 申込金額 円について 年 月から 年 月まで 毎月 日に限り 円宛実行 (2)		
振込指定口座	銀行 支店 種目 普通貯蓄 口座番号	口座名義	カナで記入)

※ゆうちょ銀行 支店 数字3桁漢字で記入

申込人 氏名 実印

住所

親権者又は未成年後見人 氏名 実印

住所

後見人

電話

親権者又は未成年後見人 氏名 実印

住所

後見人

電話

連帯保証人 フリガナ)

氏名

住所

電話

申込人との関係

連帯保証人 フリガナ)

氏名

住所

電話

申込人との関係

- 【注】 (1) 連帯保証人は原則として、1名を申込人の2親等以内の親族とし、他の1名は申込人と世帯及び生計を異にする者(親族の場合は2親等を超える者)とすること。2名とも第三者(親族でない者)は可。
(2) 親権者又は未成年後見人は、申込人が未成年者の場合にのみ記入すること。
(3) 申込人が未成年者の場合を除き、全て実印を押印し、印鑑証明書を添えること。

検 印	照 合 印

年 月 日

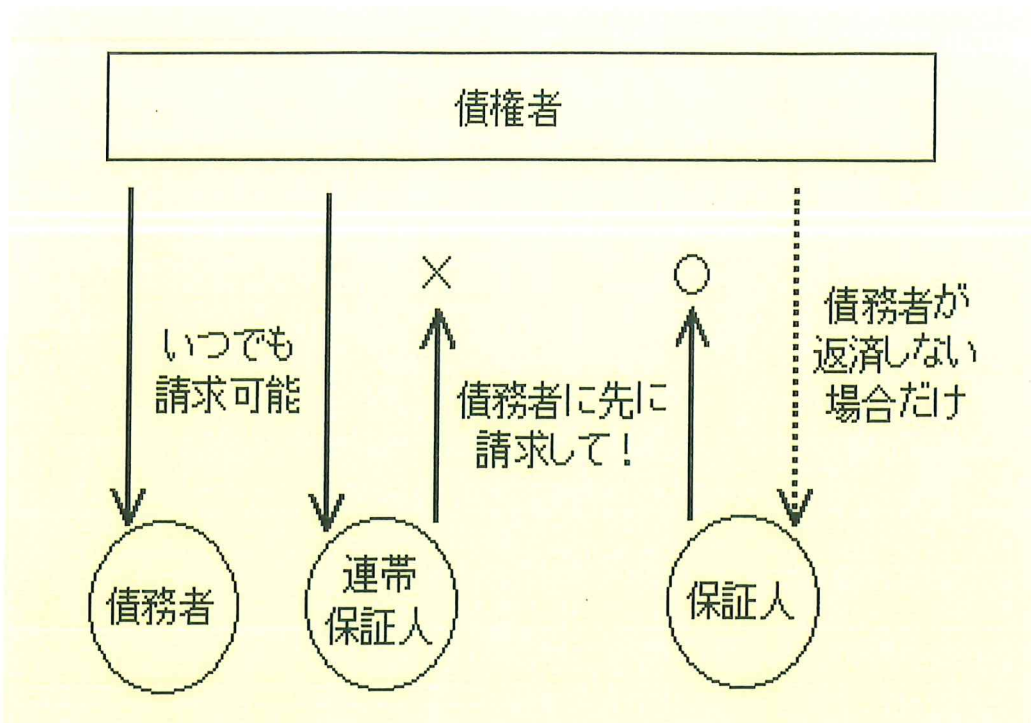
[別表 1]

看護師・薬剤師・介護福祉士・助産師・保健師
修学資金貸付限度額及び返済履行期間

養成施設区分		貸付限度額 月額 (総額)	貸付限度期間	返済履行期間
大学 (薬学部)		月額 100,000 円 (総額 7,200,000 円)	6 年	貸付期間 (または修学期間) と同期間勤務したとき、全額返済を免除。
看護大学		月額 50,000 円 (総額 2,400,000 円)	4 年	
看護師養成 学校	3 年課程	月額 50,000 円 (総額 1,800,000 円)	3 年	
	2 年課程	月額 50,000 円 (総額 1,200,000 円)	2 年	
保健師養成学校		月額 50,000 円 (総額 600,000 円)	1 年	
助産師養成学校		月額 50,000 円 (総額 600,000 円)	1 年	
介護福祉士養成学校		月額 50,000 円 (総額 1,800,000 円)	3 年	

※なお一般社団法人 徳洲会 理事長が、規程に定めのない事項について認めた場合にはこの限りでない。

▼保証人と連帯保証人の相違イメージ



催告の抗弁権とは・・・(民法452条)

債権者が保証人に債務の履行を請求した時に保証人が、まず主たる債務者に催告をなすべき旨を請求することができる権利をいう。**(先に申込者へ請求して!)**
ただし、主たる債務者が破産手続き開始の決定を受けた時、またはその行方が知れないときはこの限りではない。

連帯保証人は言えない!

検索の抗弁権とは・・・(民法453条)

保証人が債権者に対し、主たる債務者の財産につき執行をなすまで自己の保証債務の履行を拒むことができる権利をいう。**(申込者は財産を持っているから、申込者へ請求して!)**
ただし、保証人は主たる債務者に弁済の資力があり、執行が容易なことを証明しなければならない。

分別の利益とは・・・(民法456条)

保証人が2人以上いる共同保証においては、各保証人は「分別の利益」を有します。**(保証人は2人だから負担は半分だ!)**
言い換えると、数人の保証人が同一の債務について共同保証した場合、各保証人は債務を全保証人で均分した部分についてのみ保証責任を負います。

(様式4)

同意書

一般社団法人 徳洲会（以下「甲」という。）と借受人_____（以下「乙」という。）が、修学資金貸付契約（NS-0000-001）で交わした看護師等養成学校在学中の奨学金等に関する甲乙間の貸借契約に関して、乙が資格取得後に徳洲会グループ施設へ入職するに当たり、以下の事項について乙および乙の連帯保証人は同意する。

1. 甲の乙に対する修学金等の債権は、乙が入職する徳洲会グループ施設（以下「丙」という。）に帰属するものとする。
2. 乙は修学資金貸付規程等に基づき、看護師等養成学校における貸付期間と同期間、丙で勤務するものとする。就業期間の算定には丙において常勤として看護師等の業務に従事しなかった期間を除くものとする。
3. 諸事情により乙が丙を退職する際に、修学資金貸付規程等に基づき返済履行期間を満たさなかった場合には、乙および乙の連帯保証人は連帯責任を負って利息（年利3%）とともに一括返済するものとする。
4. 乙は丙に債権が存在する間は、修学資金貸付規程等に定められた条項を遵守するものとする。
5. 同意書に定めのない事項については、乙と丙の間で協議して定めるものとする。

年 月 日

甲 一般社団法人 徳洲会
理事長 鈴木 隆夫 殿

丙 医療法人 _____
徳洲会病院 院長 _____ 殿

乙：住所
氏名

実印

乙の親権者又は：住所
未成年後見人 氏名

実印

乙の連帯保証人：住所
氏名

実印

乙の連帯保証人：住所
氏名

実印

審査通過済 徳洲会グループ施設へ